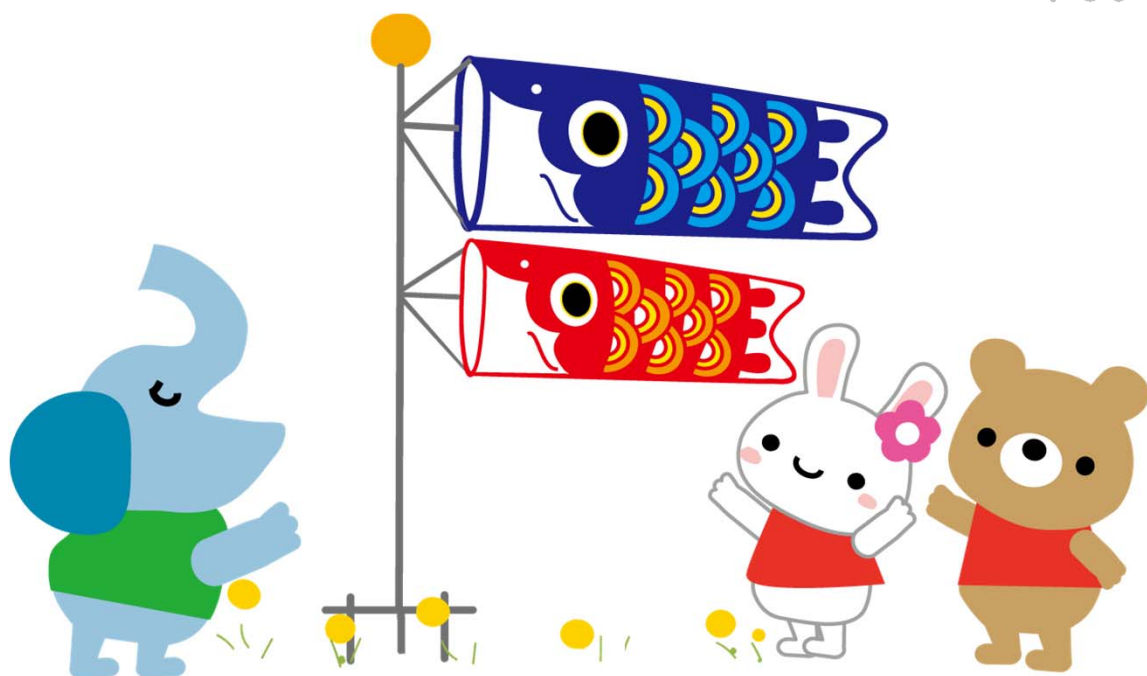


KAWANOPRESS

NO. 60



(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

宇部市北琴芝1丁目6-10

Tel 0836-33-6717

Fax 0836-33-6753

Mail info@ubc-net.com

http://www.ubc-net.com



平成25年度税制改正のポイント

現下の経済情勢等を踏まえ、1. 「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置、2. 社会保障・税一体改革を着実に実施するため、所得税、相続税及び贈与税についての所要の措置、住宅取得に係る税制上の措置等、3. 震災からの復興を支援するための税制上の措置、等を講ずることとしています。

- 《主な改正内容》
- ・所得税の最高税率の見直し。
 - ・相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等。
 - ・贈与税の見直し。
 - ・不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充及び領収書に係る印紙税の免税点引上げ。
 - ・中小法人の交際費課税の特例の拡充。 など

I 所得税の最高税率の見直し



現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率を設けます。この改正は、平成27年分の所得税から適用となります。

II 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等



<基礎控除の引下げ>

現行 \longrightarrow 改正後
 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人}$ $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人}$

<相続税の速算表>

現行 \longrightarrow 改正後

各法定相続人の取得金額	税率	控除額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

各人の取得金額が、2億円超から45%となり、最高税率は55%となります。

<未成年者控除・障害者控除の見直し>

現行 \longrightarrow 改正後

- ・未成年者控除 $6万円 \times 20歳に達するまでの年数$ $10万円 \times 20歳に達するまでの年数$
- ・障害者控除 $6万円(特別障害者: 12万円) \times 85歳に達するまでの年数$ $10万円(特別障害者: 20万円) \times 85歳に達するまでの年数$

※ 平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。

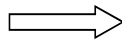
Ⅲ 贈与税の見直し



贈与税の税率は、内容により2通りの税率構造になります。

<贈与税の速算表>

現行



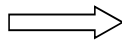
改正後

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	一般（右記以外）		直系尊属→20歳以上の者	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	50%	225万円	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下			50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下			55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超			55%	400万円	55%	640万円

※ 平成27年1月1日以後の贈与について適用します。

<相続時精算課税制度の対象者の見直し>

現行



改正後

- ・受贈者： 20歳以上の推定相続人 → 20歳以上の推定相続人及び孫
- ・贈与者： 65歳以上の者 → 60歳以上の者

※ 平成27年1月1日以後の贈与について適用します。



Ⅳ 不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例の拡充等



不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、平成26年4月1日以後に作成される文書について、軽減割合及び適用範囲を拡充します。

また、平成26年4月1日以後に作成される領収書に係る印紙税の免税点を5万円未満（現行3万円未満）に引き上げます。

Ⅴ 中小法人の交際費課税の特例の拡充



中小法人が支出する交際費のうち800万円以下の金額の全額を損金算入可能とします。

〔現行〕

- 大法人： 全額損金不参入
- 中小法人： 600万円に達するまでの金額の90%損金算入可

※ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度の適用となります。

平成25年度税制改正について、内容は多岐にわたっています。
不明な点、その他改正等の詳しい内容については担当の者がお伺いした際にご確認下さい。

健康メモ

～一無、二少、三多～

“一無、二少、三多”は、健康なからだを作るための基本といえます。忘れずに、実践することで、生活習慣病に対処できるのです。



“一無” 禁煙

一無（いちむ）とは禁煙の勧めです。「タバコの三悪」とは、タバコによってからだに運び込まれるニコチン、タール、一酸化炭素です。こういう身体に悪影響をもたらすタバコについて、「健康日本21」は、特に若年者における喫煙をゼロにするという大きな目標を掲げスタートしています。



“二少” 少食・少酒

昔から「腹八分目に医者いらす」と言われているように、暴飲暴食を控えることは、身体の機能を健康な状態に維持していく上でたいへん重要です。食事療法という言葉がよく生活習慣病で用いられることから、糖尿病、脂質異常症、高血圧の予防・治療の基本は常に食生活にあります。



“三多” 多動・多休・多接

三多（さんた）は、体を多く動かし（多動）、しっかり休養をとる（多休）、多くの人、事、物に接する生活（多接）の勧めです。運動については、「2本の足は2人の医者」という格言があります。この格言に則って、良く歩きましょう。身体活動をできるだけ多くして、しっかり毎日の生活の中で維持しましょう。

そして、身体を動かした後は、しっかりと休養をとることが重要です。メリハリのある生活は、健康長寿には欠かせない要素です。

そして、多くの人、事柄、物に接して、創造的な生活を行うこと。年がいくつになっても社会に貢献できる、そういう心持ちが若さを維持させてくれます。そういう生活を送ることができるように工夫を凝らし、何かを常に創り出すような趣味をもつことをお勧めします。



当事務所に新しい仲間が2名入りしましたので、ご紹介させていただきます。



氏名 柳野 郁子

長所 地道で粘り強いところ。

短所 集中しすぎると周りが見えづらくなる。

目標 真面目に正確に。

挨拶 これからご迷惑をおかけしてしまうことがあるかもしれませんが、1日も早く力になれるよう努力していきますのでよろしくお願いいたします。

鈴木 裕美

いろいろな事にチャレンジするところ。

マイペースなところ。

正確で丁寧な仕事をする。

一日も早く仕事を覚え、皆様のお役にたてるように自己研鑽を積んでいきます。よろしく願い致します。